

2026年1月9日
家電リサイクル券センター

再商品化等料金の改定等について

日頃は、家電リサイクル券システムの運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標題の件につき、以下の改定が行われます。つきましては、当該改定に対するご対応のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

改定後の再商品化等料金（以下「家電リサイクル料金」といいます。）については、別表をご参照願います。

1. 家電リサイクル料金の改定について

（1）2026年2月1日一部製造業者等の家電リサイクル料金（エアコン）の改定

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者がエアコンの家電リサイクル料金の改定を公表しました。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	品目	改定日
パナソニック(株)	A	100	エアコン	2026年2月1日
パナソニック(株)（三洋電機）	A	101	エアコン	2026年2月1日
東芝ライフスタイル(株)	A	110	エアコン	2026年2月1日
ダイキン工業(株)	A	120	エアコン	2026年2月1日
(株)コロナ	A	185	エアコン	2026年2月1日

指定引取場所での対応として以下のとおりになります。

指定引取場所 引渡日	家電リサイクル券（管理票）の交付日又は領収日欄の記載内容		
	2026年1月31日 以前の日付のもの	2026年2月1日以降の日付 及び、記載がないもの	新料金適用
2026年2月1日より 2026年4月30日まで	旧料金適用		
2026年5月1日以降 (※)		新料金適用	

※指定引取場所へ2026年5月1日以降に持込みされた場合は交付日、領収日にかかわらず
新料金になります。

(2) 2026年4月1日 一部製造業者等の家電リサイクル料金の改定

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「品目」の欄に掲げる品目の家電リサイクル料金の改定を公表しました。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	品目	改定日
(株)長府製作所	B	381	エアコン	2026年4月1日
(株)トヨトミ	B	382	エアコン	2026年4月1日
(株)良品計画	B	387	ブラウン管式テレビ、 液晶・有機EL・プラズマ式テレビ、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	2026年4月1日
ハイアール ジャパンセールス(株)	B	392	エアコン、ブラウン管式テレビ、 液晶・有機EL・プラズマ式テレビ、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	2026年4月1日
吉井電気(株)	B	394	冷蔵庫・冷凍庫	2026年4月1日

指定引取場所での対応として以下のとおりになります。

		家電リサイクル券（管理票）の交付日又は領収日欄の記載内容	
		2026年3月31日以前の日付のもの	2026年4月1日以降の日付及び、記載がないもの
指定引取場所 引渡日	2026年4月1日より 2026年4月30日まで	旧料金適用可	新料金適用
	2026年5月1日以降 (※)		新料金適用

※指定引取場所へ2026年5月1日以降に持込みされた場合は交付日、領収日にかかわらず新料金になります。

2. 製造等を終了した製造業者等について

下表の「製造業者等名」の欄に掲げる者が、同表の「品目」の欄に掲げる品目の製造等を終了します。このため、同表の「改定日」の欄に掲げる日からは指定法人（コード：999）が再商品化等を行います。

製造業者等名	グループ	製造業者等名コード	品目	改定日
(株)JVCケンウッド	A	130	ブラウン管式テレビ、 液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	2026年4月1日

指定引取場所での対応として以下のとおりになります。

		家電リサイクル券（管理票）の交付日又は領収日欄の記載内容	
指定引取場所 引渡日	2026年4月1日より 2026年4月30日まで	2026年3月31日 以前の日付のもの	2026年4月1日以降の日付 及び、記載がないもの
		JVCケンウッド（130）	指定法人（999）
	2026年5月1日以降 (※)		指定法人（999）

※指定引取場所へ2026年5月1日以降に持込みされた場合は交付日、領収日にかかわらず新料金になります。

＜いわゆる郵便局券で指定引取場所へ直接持ち込む方へ＞

郵便局券を利用して家電リサイクル料金を振り込み、指定引取場所へ廃家電と共に直接持ち込まれる場合、持ち込まれた日の家電リサイクル料金が適用されます。ご留意ください。

なお、家電リサイクル料金を多く振り込んだ場合、差額返金が可能です。詳細は家電リサイクル券センター（0120-319-640）までお問い合わせください。

＜住民の方等から郵便局券で廃家電を引き取る方へ＞

郵便局券も、上記の指定引取場所での対応と同様となります。住民の方等から廃家電と郵便局券を引き取る際は、必ず「交付日（引取日）」を記載してください。記載がない場合、上記のとおり新料金又は「指定法人（999）」の家電リサイクル料金が適用されます。

また、住民の方等から旧料金で払い込まれた郵便局券により廃家電を引き取った場合、上記のとおり「交付日（引取日）」を記載し、2026年4月30日までに指定引取場所へ持ち込んでください。ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

＜グリーン券、自治体券を利用している方へ＞

請求書等における旧料金と新料金の表示について

上記(1)、(2)の表の「旧料金」を適用する期間において、「旧料金」と「新料金」の区分けを行うため、「旧料金」を適用したものについては、指定引取場所において、以下のとおり製造業者等名コードを登録します。

このため、家電リサイクル券センターから取扱店（者）様に発行する請求書、各種データにつきましても、この製造業者等名コード、製造業者等名略称での運用となりますので、ご留意願います。

- ・「旧料金」を適用したものについては、現状の製造業者等名コード+100番で登録します。
- ・「旧料金」を適用するコードに対応する製造業者等名の略称（請求書等への印字に使用しています。）

については、原則、現在の略称の後に「(旧)」の字を追記しますが、合計が10文字を超える場合は、従来の略称名の最後を短縮したり、「(旧)」や「旧」を追記したりするときがあります。

例）パナソニック（株）の場合

「新料金」を適用する場合のコードと略称	100	パナソニック
「旧料金」を適用する場合のコードと略称	200	パナソニック（旧）

以上